胚凍結保管の同意書

私達夫婦は、今回の体外受精または顕微授精・胚移植によって生じた胚を、私達夫婦の今後の不妊治療(融解胚移植)のために貴院にて凍結保管することを希望します。もし、融解胚移植を希望しなくなった場合は、すみやかに申し出ることとします。

は、すみやかに申し出ることとします。 尚、医師やスタッフからの説明と文書(『絹谷産婦人科 生殖補助医療説明書集』)によって、胚の凍結・融解・融解胚移植について下記の事項を十分に理解し、納得しました。

この同意書の〔裏面〕の『胚凍結保管についての当院の規定』についても意義はなく、この規定を守ることを約束します。

- また、以下の場合には、私達の意思に関係なく凍結胚の保管終了されることを了解します。
 - 1. 私達が離婚または事実婚を解消した場合。
 - 2. 私達夫婦のいずれかが死亡した場合。
 - 3. 私達夫婦から特別な申し出がなく、胚の凍結期間が満了した場合。
 - 4. 不可抗力による災害・事故等により、胚の損傷・喪失が生じた場合。

*裏面『胚凍結保管についての当院の規定』とともに下記事項を1つずつ振り返り、質問や再確認したいことがなければ、左端の患者□欄に☑を入れ、下記に署名して下さい。

(↓患者▽欄)

- □1) 胚の凍結保管・融解法、融解胚を用いた胚移植法とはどのようなものか。
- □2) 胚の凍結融解後の生存率について。 融解した胚の状態によっては胚移植に使用できず、胚は保管終了となること。
- □3) 凍結融解胚による胚移植の妊娠率について。
- □4) 胚の凍結保管期間と費用について。(料金一覧表参照)
- □5) 胚の凍結保管期間は延長できるが、当院の定める最長保管期間があること。
- □6) 凍結保管期間の延長の手続き方法について。
- □7) 保管期間内に、自らが延長するか終了するかを当院に連絡すること。
- □8) 住所や電話番号を変更する場合は、必ず当院に連絡すること。
- □9) 凍結融解胚移植の手続き方法について。

<注意事項>

- □① この同意書の提出がない場合は、凍結保管することはできません。
- □② この同意書は、今回の胚凍結保管用です。融解胚移植を行うときは、その都度、同意書の提出 が必要です。
- □③ 胚凍結の通常の作業中や、災害(天災、火災など)時に不可効力によって生じ得る、胚の損傷・喪失に関して、当院は責任を負いません。
- □④ この同意書を提出後でも、凍結前に申し出れば、凍結保管の中止が可能です。

(凍結前であれば、料金は発生しません。)

- □⑤ 今回ご説明した胚凍結保管法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- □⑥ 患者様の個人情報は、個人情報保護法及び当院の規約で取り扱います。治療経過に関する情報は、個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会へ報告することがあります

施設責任者 絹谷産婦人科 院長 絹谷 正之 説明日 年 月 日 説明者【 】 同音年月日: 年 月 日

同意年月日:	年	月	日	
住所:				
電話番号:				
夫氏名(自署):				
妻氏名(自署):				

同意書(写)受領サイン【

胚凍結保管についての当院の規定

<凍結の開始時>

- □胚の凍結保管期間は、凍結日から1年です。
- (例:2019年5月10日に凍結開始の場合、2020年5月9日までが保管期間です。)
- 以降1年毎に凍結延長保管費用が必要です。
- (胚の凍結保管費用、凍結延長保管費用については料金一覧表参照)
- □胚の凍結保管費用は、凍結開始後2週間以内に支払していただきます。
- <患者様から当院への連絡義務>
- ※当院から患者様に、凍結延長されるか終了されるかの連絡をする義務はありません。
- □①<u>保管期間満了まで</u>に、凍結保管期間を延長するか終了するかを、**必ず当院に連絡しなければ** なりません。
- *万が一、保管期間内に連絡がなく、保管期間を過ぎて延長を終了する場合は、凍結保管延長 料金が発生します。
- □②<u>連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合</u>は、**変更後1か月以内に当院に連絡してください。** 何の意思表示もなく、夫婦の連絡先が不明となり、連絡が取れない場合も処分権を放棄したもの とみなし胚は保管終了とします。
- □③離婚または事実婚を解消した場合や配偶者が死亡した場合は、1 か月以内に当院に連絡し、 当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。 これは、日本産科婦人科学会の会告『凍結された胚の保存期間は、被実施者夫婦が夫婦として
 - 継続している期間であって、かつ卵子を採取した女性の生殖年齢をこえないこととする』に 従うものです。
 - この場合、または、当院が離婚または事実婚の解消や死亡の事実を確認した場合、胚は保管終了とします。
- □④事実婚夫婦が婚姻した場合も、速やかに当院に連絡してください。
- □⑤<u>夫婦の一方が行方不明になった場合</u>も、1か月以内に当院に連絡してください。 行方不明の間は、保管中の胚は行方不明でない配偶者に帰属します。 しかし、この間は夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植は実施できません。
- □⑥<u>夫婦の少なくともどちらかが、凍結胚の移植を希望されない場合</u>は、その時点ですみやかに 当院へその旨を必ず申し出てください。
- □⑦<u>夫婦の一方が保管終了を希望した場合</u>は、その時点ですみやかに当院へその旨を必ず申し出てください。胚は保管終了とします。

<延長>

- □①<u>凍結の延長を希望する場合</u>は、保管期間満了までに、当院所定の書類に署名し当院へ提出し、 当院の定める延長費用を支払わなければなりません。(料金表参照)
- □②胚の凍結延長保管費用は、凍結延長開始日の1週間前までに、1年分を前払いしていただきます。
- □③凍結期間内であっても、妻が生殖年齢(当院の場合は 50 歳)を超えた場合は、凍結期間の延長は 受け付けません。
- □④胚の凍結保管期間中に、当院で定める延長費用や保管期間に改定があった場合は、保管期間の 延長手続き時から、改定された最新の延長費用や保管期間が適用されます。

<終了>

□<u>保管終了を希望する場合</u>は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。

<凍結融解胚移植を希望する場合>

□凍結融解胚移植を希望する時は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。